2021年度

法務省専門職員（人間科学）募集

再犯・再非行防止を支える対人援助職です

法務教官

少年を更生に導く矯正教育と
社会復帰支援のプロフェッショナル

矯正心理専門職

犯罪・非行臨床の最前線で活躍する
心理のスペシャリスト

保護観察官

人と地域を結び、立ち直りに寄り添う
社会内処遇のエキスパート

人事院・法務省

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/

Correctional Psychology Profession

矯正心理専門職

矯正心理専門職は、少年鑑別所や少年院、刑事施設などに勤務する専門職員（法務技官（心理））です。

少年鑑別所における業務

少年鑑別所では、少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。

また、審判決定により、少年院に送致された少年や保護観察処分になった少年にも、専門的なアセスメント機能を活用して継続的に関与します。

その他、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談に応じたり、学校等の関係機関と連携した非行防止や青少年の健全育成のための取組にも積極的に関与したりしています。

鑑別面接
少年の話にじっくり耳を傾け、少年の気持ちや考え方の特徴を理解し、
今後の立ち直りを一緒に考えます。

刑事施設・少年院における業務

刑事施設では、受刑者の改善更生を図るため、面接や各種心理検査を行い、犯罪に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。また、改善指導プログラムを実施したり、受刑者に対するカウンセリングを行ったりもします。

少年院では、個々の少年に関する矯正教育の計画の策定や各種プログラムの実施、処遇効果の検証等に携わります。

改善指導プログラム
認知行動療法などの手法を取り入れたプログラムを、
グループワーク形式で受刑者に実施します。

……専門性を活かしながら、相手にとって最善の道を探す。……

処遇調査（面接）
面接を通じて、犯罪に至った原因を
受刑者と共に考えていきます。

法務教官とのカンファレンス
行動観察を担当する法務教官と、少年の所内生活や
課題への取組みなどについて情報交換を行います。

個別心理検査
少年をより詳しく理解するために、必要に応じて、
個別方式の心理テストを実施します。

判定会議
法務教官や医師などと共に、
少年の処遇の方針を検討する重要な会議です。

心理相談
地域の一般の方や、保護者、学校の先生などからの
相談にも応じています。

関係機関との連携
地域の関係機関等が主催する協議会に参画し、
心理の専門家として意見を述べるなどします。

非行・犯罪臨床の最前線で、心理学の専門性を発揮する仕事です。

求める人材像

- 心理学に関する専門性を有する人材
- 異なる分野の人たちと連携・協力して仕事ができる人材
- 再犯・再非行の防止や立ち直りの支援に携わることのできる人材　など

受験資格〈矯正心理専門職〉

1 2021年(令和3年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
2 2021年(令和3年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
　(1) 大学を卒業した者及び2022年3月までに大学を卒業する見込みの者
　(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
3 1又は2に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。

現場の声　心のケアから「変わる」をサポート

鈴木純一さん

札幌刑務所 調査専門官
(2012年採用)

●志望動機

大学時代の恩師が元法務技官(心理)で、その方の影響でこの仕事に関心を持つようになりました。大学院に進学後は、研究の傍ら医療関係で心理士をしていましたが、この仕事への興味は持ち続けており、心理検査業務等を通じて非行・犯罪といった問題行動を抱える対象者のアセスメントを行うとともに、援助が行えるという、この仕事ならではの魅力を感じ、志望しました。

●これまでの業務

少年鑑別所で1年勤務した後、現在の職場である刑事施設で勤務しています。心理面接を通じた、非行・犯罪に至る原因についてのアセスメントが主たる業務です。我々の対象者の中には、凄惨な事件を起こす一方で多くの傷付きを抱えるなど、その被害が加害に転じている人が多くいます。また、累犯刑務所という性質上、立ち直りに失敗して何度も同じ人と面接することもあります。その都度、悲しさや虚しさに襲われることも少なくありませんが、彼らと共にその問題について考える中で「変化」に立ち会うことができるのは、とてもやりがいがあります。

●今後の目標

対象となる人の生きづらさに少しでも寄り添ったアセスメントが実施できるよう、専門性の向上に努めていきたいと思っています。

荒　千陽さん

東京少年鑑別所 専門官
(2015年採用)

●志望動機

大学院で心理学を学び、将来は心理に関する仕事に就きたいと考えていた中で、法務技官(心理)の仕事について知りました。犯罪心理学も臨床心理学も、専門的に学んできた分野ではありませんでしたが、なぜ人が非行や犯罪をするに至ったのかということには漠然と興味があり、ともかくチャレンジしてみようと思ったことが、この仕事に就いたきっかけです。

●これまでの業務

少年鑑別所で勤務し、少年たちが非行に至った背景要因などを、面接や心理検査を通じてアセスメントしたり、非行や問題行動に悩む、地域の方や関係機関からの相談を受けたりする仕事をしてきました。面接をしていると、少年たちの言動に感情が揺さぶられ、悶々とし、自分の力不足を痛感することもあります。一方で、初めは頑なな態度を示していた少年が、面接を重ねる中で、ぽつぽつと自身の気持ちを語り始めたときなどには、少年たちが持つ可能性や、この仕事のやりがいを感じさせられます。

●今後の目標

それぞれの事情があって非行や犯罪に至った、目の前の人々を理解するだけでなく、それを踏まえ、適切かつ温かみのある支援や心理的援助ができるようになりたいと考えています。

■ 給与・諸手当

少年鑑別所に勤務する法務技官(心理)には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(2020年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は、248,400円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、1日7時間45分の勤務を行う場合と交替制勤務(昼間勤務と昼夜間勤務があります。)を行う場合があります。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎

勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費は原則として無料となります。

■ 研修・昇進

採用1年目に新規採用職員を対象とした基礎科研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、おおむね10年目には、更に高度な知識及び技能を習得させるための特別科研修が設けられています。

このほか、幹部職員となるための高等科研修や、種々の専門研修、さらに、海外・国内留学の制度などが設けられています。　昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。

Ministry of Justice Instructor

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所などに勤務する専門職員です。
少年たちの立ち直りを見守り、手助けし、更生に導きます。

少年院では、健全なものの見方や考え方などを指導する生活指導、基礎学力を付与する教科指導、職業生活に必要な知識・技能を習得させる職業指導などの矯正教育を行うとともに、関係機関との連携の下、出院後の生活環境の調整、修学に向けた支援や就労支援等の円滑な社会復帰につなげるための支援を行います。

少年鑑別所では、少年の心情の安定を図りつつ、面接や行動観察を実施し、法務技官（心理）と協力して、少年の問題性やその改善の可能性を科学的に探り、家庭裁判所の審判や、少年院・保護観察所等における指導に活用される資料を提供します。

また、刑務所に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存などに関わる問題性に働き掛ける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

なお、施設の維持管理等に必要な総務系の業務に従事する場合もあります。

チームワーク（同僚と共に）
教官同士で情報を共有。
少年のために、お互いに知恵を出し合い、支えます。

保護者に対する協力の求め
少年、保護者と面接を行い、出院後の生活について話し合います。

自立への道と社会復帰への道を指し示す。

生活指導（個別面接）
少年と1対1で真剣に向き合います。
とても貴重な時間です。

生活指導（基本的生活訓練）
少年たちのモデルとなり、
一人一人に声掛けをしながら指導していきます。

教科指導
中学や高校の教科を教え、
基礎学力や進路選択に必要な力を育てます。

職業指導（農園芸科指導場面）
働くことの楽しさや尊さなどを教えます。
少年の社会復帰に向けた大切な一歩です。

職業指導（資格取得）
少年の努力の結果、
資格を取得したときの喜びはひとしおです。

体育指導
体育の時間は、少年たちも元気いっぱい。
健全な心と体を育てます。

受験資格
〈法務教官〉

1 法務教官
⑴ 2021年（令和3年）4月1日において21歳以上30歳未満の者
⑵ 2021年（令和3年）4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
ア 大学を卒業した者及び2022年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2022年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
⑶ ⑴又は⑵に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。
2 法務教官（社会人）
⑴ 2021年（令和3年）4月1日において30歳以上40歳未満の者
⑵ ⑴に該当する者のうち、法務教官A（社会人）は男子、法務教官B（社会人）は女子に限る。

少年たちと真剣に向き合い、社会復帰を助ける仕事です。

求める人材像

- 少年を受け入れる温かい心と冷静な判断力を持つ人材
- 行動力を発揮し、豊かなコミュニケーションが取れる人材
- 高い倫理観を有し、少年のモデルとなる人材　など

現場の声　少年と同僚、チームワークから生まれる信頼

福田美里さん

榛名女子学園 専門官
(2016年採用)

●法務教官を目指した理由

学生時代には心理学を学び、非行心理学の授業で法務教官の仕事に出会ったことをきっかけに、矯正教育を通じて、より密接に在院者の改善更生に携われることに魅力を感じ、法務教官を目指しました。

●業務を通じて感じること

法務教官の仕事は生活指導だけでなく、体育指導や職業指導、在院者の問題性に合わせた指導など多岐にわたります。在院者の抱える事情や問題も一人ひとり違うため、様々なケースに対応するためには常日頃から学ぶ姿勢を忘れず、幅広い知識を習得していくことが大事だと思っています。また、自分一人では難しいことでも、上司や同僚、外部講師や関係機関の方々の協力を得て、チームで対応していくことで、在院者にとってより効果的な矯正教育が実践できていると感じています。

●仕事のやりがい

入院当初は険しい表情だった在院者が、徐々に穏やかな顔つきになっていったり、自己中心的な考えだった在院者が、周囲に感謝の気持ちを伝えられるようになるなど、在院者の成長を感じたときに法務教官としてのやりがいを感じます。もちろん、うまくいかないことや大変なことも多いですが、そのような時こそ在院者と真剣に向き合うことで、悩みながら在院者とともに自分自身も成長できるのも、この仕事の魅力だと思います。

菱本聖也さん

四国少年院 法務教官
(2017年採用)

●法務教官を目指した理由

大学で心理学を専攻し、犯罪心理学を学ぶ中で矯正に関するDVDを視聴する機会があり、矯正教育を知ったことがきっかけでした。そこから、矯正に関して調べ、「法務教官」という職業を知って、「なりたい。」と思うようになりました。人に関わる仕事をしたいと考えていたこともあり、直接在院者と関わることで改善更生への一助になれればと、法務教官を目指しました。

●業務を通じて感じること

在院者の成長に携わり、その成長していく姿を間近で見ることで、変化を感じることができた時の喜びは大きなものです。在院者の成長には、こちらが一生懸命に向き合うことが大切です。その日々の業務の中で、自分自身も少しずつ在院者と共に成長できているのではないかと感じることがあります。もちろん、自身の力の足りなさに悔しい想いをすることもありますが、幹部職員や先輩職員に相談して助けられ、一人ではなく、施設全体が一丸となることで改善更生へと導くことができるのだと思います。

●仕事のやりがい

個別担任を務めた少年が、感謝の言葉を述べて出院していく姿を見ると一生懸命やって良かったと特にやりがいを感じます。これからも信頼される法務教官を目指し、一人でも多くの在院者の人生に良い影響を与え、改善更生に向けて全力を尽くします。

■ 給与・諸手当

少年院・少年鑑別所に勤務する法務教官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(2020年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は、248,400円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、主として交替制勤務(昼間勤務と昼夜間勤務があります。)に従事します。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎

勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

制服が定期的に貸与されます。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費は原則として無料となります。

■ 研修・昇進

採用1年目に新採用職員を対象とした基礎科研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、幹部職員となるための高等科研修や、教育方法等に関する種々の専門研修のほか、海外・国内留学の制度などが設けられています。

昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。

Probation Officers

保護観察官

社会内処遇の専門家として人と地域社会をつなげること。
それが保護観察官の役割です。

保護観察官は、地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、人間科学の専門的な知識と、彼らを取り巻く地域の力を活かしながら、再犯・再非行の防止と社会復帰のための指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

再び犯罪や非行をすることなく生活できるよう、面接指導を行ったり、家庭を訪問し、家族の協力を求めたりするほか、保護観察を受ける人の個々の問題性に応じた専門的処遇プログラムを実施するなど様々な処遇を行います。

また、自立を支援するため、就労支援や住居確保に当たったり、高齢又は障害により自立が難しい場合には、福祉的な支援が受けられるよう関係諸機関との調整を行ったりします。

"社会を明るくする運動"
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりのための広報・啓発活動を行っています。

面接の様子
面接を通して、必要な指導を行うとともに相手との信頼関係を築いていきます。

保護観察官の研修
講義形式だけではなく、面接の演習やグループワークなども含んだカリキュラムを実施し、保護観察官として必要知識・技能を高めていきます。

… 地域と連携しながら指導・援助を行い、再犯防止と社会復帰を目指します。…

家庭訪問
実際の生活状況を確認したり、本人の家族と話し合ったりするために家庭訪問を行います。

保護司研修
保護観察実施上、大切なパートナーである保護司に対して保護観察官が研修を行っています。

自立更生促進センターでの処遇
保護観察官が直接、生活指導等を行い、農業訓練などの手厚い就労支援等を実施しています。

専門的処遇プログラムの実施
性犯罪や違法薬物の使用など特定の犯罪を繰り返す人に対して、専門的な指導を行います。

社会貢献活動の実施
保護観察対象者と一緒に清掃活動などを行っています。社会の役に立つ体験を通じて自己有用感や規範意識を育みます。

関係機関との協議
より効果的な処遇を実施するため福祉施設など関係機関との連携を図ります。

地域と連携しながら指導・援助を行い、再犯防止と社会復帰を目指します。

求める人材像

- 人の立ち直りの可能性を信じ、寄り添うことのできる人
- 地域のネットワークづくりに関心のある人
- 多様な人の立場や状況を理解し、粘り強く関わることのできる人　　など

受験資格〈保護観察官〉

1　2021年(令和3年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
2　2021年(令和3年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び2022年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2022年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

現場の声　まだまだ続く、社会復帰後の人生をサポート

橋本理礼さん

福島保護観察所 保護観察官
(2015年採用)

●保護観察官を目指したきっかけ

大学生の時に児童自立支援施設でアルバイトをしていたとき、施設を無事に卒園して社会に帰った少年が、社会に馴染めず非行をしてしまい、数月後に再び施設に戻ってきたことがありました。その少年の姿を見て、犯罪をした人や非行のある少年が社会復帰することは非常に大変なことであり、彼ら自身の努力のみならず、周囲の環境や支援も重要であるということに気付き、彼らの立ち直りを社会内で支援したいと考えるようになったことがきっかけです。

●保護観察官として心がけていること

彼らが犯罪や非行に至ったことには、それぞれの背景があると思いますので、まずは相手の話をよく聴き、その背景を理解することを意識しています。また、人と人とのつながりによって彼らの立ち直りを支えますので、彼らはもちろんのこと、保護司をはじめとする民間の方々や関係機関と信頼関係を築くことが大切です。そのために、常に相手に誠意を持って業務に取り組むようにしています。

●受験生への一言

私は大学で文化について学んできましたが、多くの人と協力して犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに携われることにやりがいを感じています。受験生の皆さんも、自分の専攻分野にかかわらず、少しでも保護観察官の仕事に興味を持っていただき、挑戦していただければ幸いです。

千葉真希子さん

京都保護観察所 保護観察官
(2014年採用)

●実際に保護観察官になってみて

犯罪や非行をした人の中には、福祉的なニーズのある人も多いため、保護司はもちろんのこと、職場や学校、病院等の様々な分野の方の協力を得ながら更生を支えることが大切であると実感しています。彼らには「一人で抱え込まずに相談すること。」とよく言っていますが、保護観察官こそ人に相談する力が必要であり、実際、多くの人に助けてもらいながら働いています。

●保護観察官の魅力とは

たくさんの人生を知り、新しい人生に立ち会えることです。これまでの人生や犯罪や非行に結びつく事件を調べる調査、捜査等を過去形の取組だとするならば、保護観察はそれを踏まえて行う現在進行形かつ未来形の取組です。保護観察の間だけでなくその後も彼らが再犯・再非行に至らない生活を送ることができるよう、ときには彼らと共に悩み、また、それを踏まえて保護観察の計画を考えるなどして、現在と未来をつないでいくことができることに魅力を感じています。

●受験生へ一言

これまでの様々な経験が活きてくる仕事です。様々な経験の中で、自分の弱さや人間の弱さを感じたことがある人にこそ、更生保護の分野で活躍していただきたいと思います。

■ 給与・諸手当

保護観察官区分採用者には行政職俸給表(一)(2020年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は218,640円)が適用されます。なお、保護観察官に任命された場合は、俸給の調整額が加算されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

原則1日7時間45分の勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)です(ただし、配属庁によっては宿直勤務があります。)。なお、大都市では時差通勤制度を採用しています。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎

勤務地については、原則として採用された地方更生保護委員会及びその管轄内の保護観察所となりますが、昇任に応じて異動の地域は広くなります。

■ 研修・昇進

採用後、保護観察所又は地方更生保護委員会に配属となり、一定期間一般的な事務に従事した後、保護観察官に任命されます。その後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、保護観察所長などへと昇任します。

保護観察官に任命されてから定められた研修等を修了するまでの間を、保護観察官として必要な基礎的能力を身に付けるための「育成期間」と位置づけ、その期間中に、合宿形式の「保護観察官中等科研修」及び「保護観察官専修科研修」に参加するほか、所属庁において保護観察官としての業務に従事しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。また、少年院、刑事施設、地方検察庁などへの短期派遣研修も実施しています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には共済組合制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。

保護処分及び刑事処分の流れ（概要）

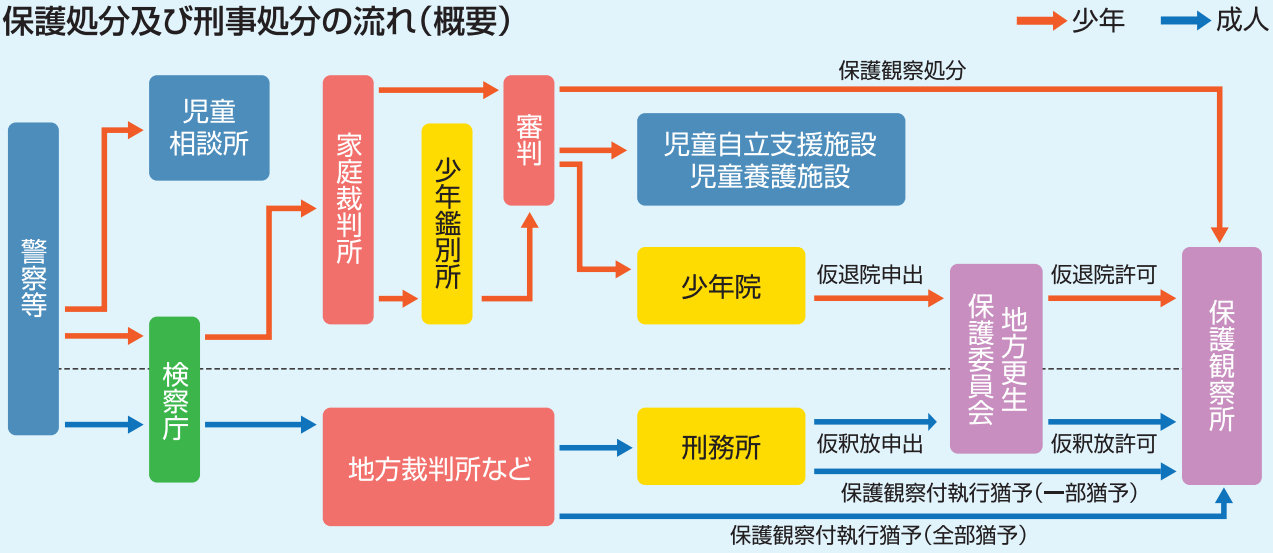

受験申込み方法

原則として、インターネット申込みをご利用ください。

インターネット　2021年3月26日(金)9:00～4月7日(水)　受信有効

インターネット申込み専用アドレス

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

郵送・持参による申込みについては、
インターネット申込みができない環境にある場合のみとなります。

●郵送または持参 申込受付期間

郵送または持参　2021年3月26日(金)～3月29日(月)

申込用紙等交付開始日：2021年2月1日(月)

※インターネット申込みができない環境にある場合は、申込受付期間開始前までに、以下の問合せ先にご連絡ください。

法務省　問合せ先

●札幌矯正管区	〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5	✆ 011(783)5083
●仙台矯正管区	〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1	✆ 022(286)0510
●東京矯正管区	〒330-9723 さいたま市中央区新都心2-1	✆ 048(600)1502
●名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1	✆ 052(971)5980
●大阪矯正管区	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67	✆ 06(6941)5754
●広島矯正管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	✆ 082(223)8198
●高松矯正管区	〒760-0033 高松市丸の内1-1	✆ 087(822)4469
●福岡矯正管区	〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53	✆ 092(661)1260
●北海道地方更生保護委員会	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	✆ 011(261)9907
●東北地方更生保護委員会	〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1	✆ 022(221)3536
●関東地方更生保護委員会	〒330-9725 さいたま市中央区新都心2-1	✆ 048(600)0181
●中部地方更生保護委員会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1	✆ 052(951)2944
●近畿地方更生保護委員会	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76	✆ 06(6949)6260
●中国地方更生保護委員会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31	✆ 082(221)4497
●四国地方更生保護委員会	〒760-0033 高松市丸の内1-1	✆ 087(822)5090
●九州地方更生保護委員会	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-3	✆ 092(761)7781
●九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	✆ 098(853)2947

法務省　〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1　✆ 03(3580)4111(代表)

資格・採用情報　http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。